

安全データシート (SDS)

1. 化学物質等(製品)及び会社情報

1. 1 製品の特定

製品名 : モリグリーンブレーキ&パーツクリーナー850ml

製品分類 : エアゾール

主な用途 : 自動車用金属パーツ及び一般産業用金属パーツの洗浄

整理番号 : MSDSGHSCAP-1

1. 2 会社情報

製造会社 : 株式会社 CAP スタイル

住 所 : 東京都大田区大森北 1-11-5 共和七番館 6F

担当部門 : 商品部

電 話 番 号 : 03-3298-7100

F A X 番 号 : 03-3298-7104

制定日:2019年5月1日 改定日 :2023年5月1日

再改定日 : 2023年11月27日

2. 危険有害性の要約

化学品の GHS 分類

: エアゾール	区分 1
: 皮膚腐食性/刺激性	区分 2
: 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	区分 2/2A
: 生殖毒性	区分 2
: 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 2
: 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3
: 特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 1
: 水生環境急性有害性	区分 2

※記載のないものは分類対象外または区分に該当しない、分類できない。

GHS ラベル要素



絵表示またはシンボル

健康有害性、炎、感嘆符、環境

危険有害性情報 : 極めて可燃性の高いエアゾール

- : 高圧容器：熱すると破裂の恐れ
- : 皮膚刺激
- : 強い眼刺激
- : 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
- : 臓器（血管）の障害のおそれ
- : 呼吸器への刺激のおそれ、
- : 眠気やめまいのおそれ
- : 長期にわたる、または反復ばく露による臓器の障害
- : 水生生物に非常に強い毒性

注意書き

- 【安全対策】**
 - : すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと
 - : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと
 - : 個人用保護具や換気扇を使用し、ばく露を避けること
 - : 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること
 - : ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと
 - : 取扱い後はよく手を洗うこと
 - : 環境への放出を避けること
 - : 吸入・飲用不可 人体に害があるので飲まないこと
- 【応急処置】**
 - : 飲み込んだ場合、無理して吐かせないこと
 - : 吸入した場合、空気の新鮮な場所へ移動し呼吸しやすい姿勢で休息させる事
 - : 眼に入った場合、水に数分間注意深く洗うこと。
 - : ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当を受けること
 - : 飲み込んだ場合、直ちに医師の診断、手当を受けること
 - : 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当を受けること
 - : 気分が悪い時は、医師の診断、手当を受けること
 - : 皮膚刺激があれば、医師の診断、手当を受けること
- 【保管・貯蔵】**
 - : 子供の手の届かない場所に施錠して保管すること。
 - : 「7. 取扱い及び保管上の注意」をよく読むこと。
 - : 換気の良い涼しい場所で保管すること
 - : 保管中は、錆の発生しやすい場所や水回りなどに置かないこと
 - : 日光から遮断し、40℃以上の温度になる場所には置かないこと
- 【廃棄】**
 - : 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること
 - : 「13. 廃棄上の注意」をよく読むこと。
- 国・地域情報**
 - : 15.参照

3. 組成及び成分情報

成分名 化学名	含有量 (wt%)	CAS. No	化学式	化審法※1	PRTR 法 ※2	毒劇物該非 ※3	安衛法※ 4
エタノール	10.0-15.0	64-17-5	C ₂ H ₅ OH	2-202	非該当	非該当	非該当
イソヘキサン	55.0-65.0	79-29-8 107-83-5 96-14-0	C ₆ H ₁₄ (iC ₆)	2-6	非該当	非該当	非該当
シクロヘキサン	0.9>	110-82-7	C ₆ H ₁₂	3-2233 優先評価化 学物質	1-176	非該当	非該当
プロパン	8.0-20.0	74-89-6	C ₃ H ₈	2-3	非該当	非該当	非該当
n-ブタン	8.0-20.0	106-97-8	C ₄ H ₁₀	2-4	非該当	非該当	非該当
CO ₂	1.5-2.5	124-38-9	O=C=O	(1) -169	非該当	非該当	非該当

※1. 化審法 官報公示整理番号

※2. PRTR 法報物質（2023. 4. 1 改正対応）に関する項目

※3. 毒物及び劇物取締法に関する項目

※4. 労働安全衛生法に関する項目

表示・通知義務対象物質：労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）
名称等を表示、通知すべき有害物質

第 2 種有機溶剤・第 3 種有機溶剤：施行令別表第 6 の 2・有機溶剤中毒予防規制

法令の概要（詳細は 15. 適用法令参照）

PRTR

令和 5 年 4 月 1 日施行（2023 年）改訂化管法

PRTR に該当する。

毒物及び劇物取締法

非該当（含有無し）

労働安全衛生法

非該当

消防法

第 4 類第一石油類

4. 応急措置

吸引した場合：蒸気・ガスなどを吸い込んで気分が悪くなった場合は、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師の指示をあおぐ。

皮膚に付着した場合：汚染された衣類を脱ぐこと。皮膚を速やかに洗浄すること。多量

- の水と石鹼で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の手当て、診断を受けること。気分が悪いときは、医師の手当て、診断を受けること。汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
- 眼に入った場合 : 清水で数分間注意深く洗う事。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は直ぐに外す事。容易には外せない場合はその後も洗浄を続ける事。眼の刺激が持続する場合は医師の診断、手当を受ける事。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせず、口をすすぐこと。気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
- 医師に対する特別注意事項 : 症状は遅れて発現することがあり、過剰にばく露したときは医学的な経過観察が必要である。

5. 火災時の措置

- 消化剤 : 粉末、炭酸ガス、泡沫、乾燥砂などの消化剤を使用する。
- 使ってはならない消化剤 : 棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。
- 特有の危険有害性 : 加熱により容器が爆発するおそれがある。
空気と爆発性混合気を形成する。
火災に包まれたボンベは、安全弁から可燃性ガスの放出のおそれがある。火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。引火性の高い液体及び蒸気である。
- 特有の消化方法 : 火災の現場にエアゾール容器が有ると破裂する恐れがあるので、消化活動には距離を十分とること。
初期の火災には、粉末、炭酸ガス、泡沫、砂などを用いる。水の使用は、火災を拡大し危険な場合があるので、周囲への延焼防止か冷却に使用する。
燃焼による可燃性ガス、有毒ガスなどの発生、酸欠、高温になる恐れがあるため適切な保護具を使用する。
風下に人を近づけない処置を行い、退路を確保の上、風上より消火活動を行なう。
延焼を防ぐ為、安全を確保の上、周囲の可燃物を除去する。
- 消化を行う者の保護 : 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置 : 作業者は適切な保護具（8. ばく露防止及び保護措置の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。適切な保護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。漏洩物は土砂などでその流れを止め、安全な場所に導いた後から容器に回収。その後、ウエスなどで拭取る。屋内で漏洩した場合は充分な換気を行う。風上から作業を行い、風下の人を退避させる。
着火した場合に備え、消火用機材を準備する。

- 環境に対する注意事項： 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
環境中に放出してはならない。
- 回収、中和： 少量の場合は土砂（おがくず、土、砂、ウエス等）で吸着させ、
取り除いた後、密閉可能な空容器に回収する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材： 危険でなければ漏れを止める。海上に流出した場合はオイルフェ
ンスを展開し拡散を防止し、漏洩物を回収する。薬剤を用いる場
合は、運輸所令で定める技術上の基準に適合したものを使用する
- 二次災害の防止策： 全ての発火源を速やかに取り除く（近傍での喫煙、花火や火炎の
禁止）排水溝、下水溝、地下室、閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取り扱い及び保管上の注意取り扱い：

- 取り扱い：
- 技術的対策：「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護用具を着用する。
- 局所排気・全体換気：「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気・全体換気を行う。
- 安全取扱注意事項： 定数量以上の量を取り扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯
蔵所、取扱所で行う。
- ： 静電気が発生する恐れのある設備には、蓄積する静電気を除去する装置を設ける
事。
- ： ストープやコンロ等火気の付近では使用しないこと。
- ： 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。また、みだりに蒸気を発生させ
ないこと。
- ： 眠気又はめまい、呼吸器の刺激、器官の損傷のおそれがあるので、本製品に接触、
吸入、飲み込みをしてはならない。
- ： 室内で使用の場合は、十分に換気の良い状態で使用すること。また、蒸気の発散
を極力抑えるために、拭取った布や紙を室内に放置しないこと。
- ： 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。その為に、換気及
び火気などへの注意が必要である。
- ： 使用前に取扱説明書を入手すること。
- ： 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の取扱いをしてはなら
ない。
- ： 接触、吸入又は飲み込まないこと。
- ： 蒸気の吸入を避けること。
- ： 眼に入れないこと。
- ： 取扱い後はよく手を洗うこと。
- ： 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
- ： この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ： 環境への放出を避けること。
- 接触回避： 「10. 安定性及び反応性」を参照
- 技術的対策： 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、梁を不燃材料で作ること。保管場所は屋根を不
燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料で葺き、かつ天井を設けないこと。

保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とすると共に、適切な傾斜をつけ、かつ適切な溜め枘を設けること。

保管場所には危険物を貯蔵し、又は取扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

保管条件 : ハロゲン類、強アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。

－禁煙－。

容器は直射日光や火気を避けること。

容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。

施錠して保管すること。

混触危険物質 : 「10. 安全性及び反応性」を参照

容器包装材料 : 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度及び許容濃度 :

成分名	管理濃度	許容濃度 (日本産業衛生学会)	許容濃度 (ACGIH)
エタノール	—	—	TWA 1000ppm 1880mg/m ³ A4
イソヘキサン	—	TWA 40ppm TWA 140mg/m ³	TWA 50ppm
シクロヘキサン	—	150ppm(日本産業衛生 学会 2000)	300ppm(TWA)
噴射剤 (プロパン)	—	1000ppm	1800mg/m ³
噴射剤 (ブタン)	—	500ppm	TLV-TWA 800ppm
噴射剤 (CO ₂)	未設定	5000ppm 9000mg/m ³	TWA5000ppm STEL 3000ppm (2009)

設備対策 : 製造業者が指定するその他の防爆の電気、換気、照明機器を使用する事。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設備すること。

空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。

「火気厳禁」、「関係者以外立入禁止」等の必要な標識を見やすい箇所に提示すること。

安全管理のため状況に応じて、ガス検知器等を設置する事。

保護具 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

呼吸器の保護具 : JIS T8151,8152 規格合格品の防毒、防塵マスクの着用

手の保護具 : JIS T8116 規格合格品の化学防護手袋の着用

目の保護具 : JIS T8147 規格合格品の保護メガネの着用

皮膚及び身体の保護具 : JIS T8115 規格合格品の化学防護服の着用

(労働者健康安全機構のサイトにおいて)

衛生対策 : 取扱い後は石鹸等でよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

[内容液]

物理的状態、形状、色など	: 無色透明、液体状
臭い	: 溶剤臭
pH融点・凝固点沸点、初留点及び沸点範囲引火点自然発火点爆発範囲比重（密度）溶解度	: データなし
	: -153.7°C（イソヘキサンにおいて）
	: 62°C（イソヘキサンにおいて）
	: <-22°C（イソヘキサンにおいて）
	: 280°C（イソヘキサンにおいて）
	: 1.2~7.7vol(イソヘキサンにおいて)
	: 0.66~0.79
	: 水：不溶

[噴射剤]

	プロパン	ブタン
物理的状態、形状、色など	: 無色気体	: 無色気体
臭い	: 特徴的な臭気	: 特徴的な臭気
沸点	: -42.04°C	: -0.5~-11.7°C
凝固点	: -187.68°C	: -138.4~-159.6°C
蒸気圧	: 0.75Pa(20°C)	: 0.12~0.21kPa(20°C)
引火点	: -90°C	: -72~-81°C
爆発範囲	: 2.2~9.5vol%:	: 1.8~8.5vol%:
蒸気密度	: 1.55(空気=1)	: 2.07(空気=1)
比重（液体）(20°C)	: 0.501	: 0.557~0.579
溶解度	: 水に不溶	: 水に不溶
発火点	: 450°C	: 365°C以上

10. 安定性及び反応性

反応性

化学的安定性

- ・通常取り扱いにおいては安定である。

危険有害反応性の可能性

- ・特になし

避けるべき条件

- ・高温へのばく露、高酸化剤、アルカリ金属、金属粉末との接触。

混触危険性物質

- ・特になし

危険有害な分解生成物

- ・特になし

その他

- ・特になし

11. 有害性情報

成分名	急性毒性 (経口)	急性毒性 (経皮)	急性毒性 (吸入： ガス)	急性毒性 (吸入： 蒸気)	急性毒性 (吸入： 粉塵、ミス ト)	皮膚腐食性 /刺激性	眼に対する 重篤な損傷 性 /眼刺激性
エタノール	区分外	区分外	分類対象外	区分外	分類できない	区分外	区分 2B
イソヘキサン	—	—	—	—	—	—	—
シクロヘキサン	区分外	区分外	分類対象外	区分外	分類できない	区分 2	区分 2
噴射剤 (プロパン)	分類対象外	分類対象外	区分外	分類対象外	分類対象外	区分外	分類できない
噴射剤 (ブタン)	分類対象外	分類対象外	区分外	分類対象外	分類対象外	分類できない	分類できない
噴射剤 (Co2)	分類対象外	分類対象外	区分外	分類対象外	分類対象外	分類できない	分類できない

成分名	呼吸器感作性 /皮膚感作性	生殖細胞変異 原性	発がん性	生殖毒性	標的臓器/全 身毒性(単回 ばく露)	標的臓器/全 身毒性(反復 ばく露)	誤嚥有害性
エタノール	—	分類できない	区分 1A	区分 1A	区分 3	区分 1	分類できない
イソヘキサン	—	—	—	—	区分 3	—	区分 1
シクロヘキサン	—	分類できない	分類できない	区分外	区分 2	分類できない	区分 1
噴射剤 (プロパン)	—	分類できない	分類できない	分類できない	区分 3	分類できない	分類対象外
噴射剤 (ブタン)	—	分類できない	分類できない	分類できない	区分 3	分類できない	分類対象外
噴射剤 (Co2)	—	分類できない	分類できない	分類できない	区分 3	分類できない	分類対象外

12. 環境影響情報

成分名	水生環境有害性 (急性)	水生環境有害性 (慢性)	オゾン層への有害性
エタノール	区分外	区分外	分類できない
イソヘキサン	—	—	—
シクロヘキサン	区分 1	区分 3	分類できない
噴射剤 (プロパン)	分類できない	分類できない	—
噴射剤 (ブタン)	分類できない	分類できない	—
噴射剤 (Co2)	分類できない	分類できない	—

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
- 汚染容器及び包装 : 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国内規制

- 陸上輸送 : 消防法：容器：危険物の規制に関する規制。
容器表示：第四類第一石油類 火気厳禁 危険等級Ⅱ、品名、数量、注意事項（火気厳禁）、製造者の名称及び住所
(1)容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する事。
(2)指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、自治省で定める所により、当該車両に標識を掲げる事。又この場合、当該危険物に該当する消火設備を備える事。
(3)第一類及び第六類の危険物及び高圧ガスと混載しない事。
(4)運搬時における関係法規
・ 消防法、危険物の規制に関する法令
・ 危険物の規制に関する規制

積載方法 : 運搬時の積み重ねの高さは 3m 以下

混載禁止

- : 第 1 類及び第 6 類の危険物
- : 高圧ガス

輸送の特定の安全対策 : 消防法の規定に従う

運搬上の注意及び条件 : 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。
危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。
危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、最寄りの消防機関その他の関係機関に通報すること。

- 海上輸送及び航空輸送 : 船舶安全法：危険物（高圧ガス）
航空法 : 危険物（高圧ガス）
予防 : 保護具を携帯する。運送人に運送注意書を交付する。

容器イエローラベル
エアゾール

国際規制
 国連分類 : クラス 2. 1 (高圧ガス)
 国連番号 : 1950 (エアゾール: 引火性高圧ガス)
 品名 : エアゾール
 包装等級 : 該当しない
 マルポール条約における海洋汚染物質の判定
 : 海洋汚染物質に該当する。

15. 適用法令

火薬類取締法

対象外

高圧ガス保安法

エアゾールのため、非該当

消防法

内容量 : 608ml

第 4 類第一石油類 危険等級 II

毒物及び劇物取締法

詳細は 3. 組成、成分情報参照

非該当 : 該当物質は含有せず

労働安全衛生法

表示対象物質を含有する。(詳細は 3. 組成、成分情報を参照。)

通知対象物質を含有する。(詳細は 3. 組成、成分情報を参照。)

労働安全衛生法 (有機溶剤中毒予防規制)

非該当 : 閾値未満のため、非該当 (詳細は 3. 組成、成分情報を参照。)

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の促進の改善の促進に関する法
 (PRTR 法)

令和 5 年 4 月 1 日施行 (2023 年) 改定化管法

PRTR に該当する。(詳細は 3. 組成、成分情報を参照。)

製品の内容量 : 541g

16. その他(引用文献) 参考資料

参考文献

1. JIS Z 7253 : 2019 GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)
2. GHS 分類結果データベース (独立行政法人製品評価技術基盤機構 H・P)
3. 中央労働災害防止協会安全衛生情報センター H・P
4. 15107 の化学製品 (化学工業日報社)
5. JACA (日本オートケミカル工業会) 編集 : 化学物質管理データベース
6. オートケミカル製品のための製品安全データシート作成指針改定版) 日本オートケミカル工業会
7. 危険物船舶運送及び貯蔵規則
8. 産業中毒便覧
9. 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS) 改訂 6 版

10. 事業者向け GHS 分類ガイダンス第 2 版

11. GHS 対応ガイドライン及び表示・安全データシート作成（日本化学工業会）

*注意

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保する為の参考情報として、取り扱う業者に提供されるものです。取り扱う業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取り扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずる事が必要である事を理解した上で活用されるようお願いいたします。又、全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかも知れませんし、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定などに利用される場合は、出展などを良く確認されるか試験によって確かめられる事をお勧めします。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありませんのでこの点に御配慮をお願いします。